

松浦市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成30年7月17日

松浦市監査委員 守山 秀利
松浦市監査委員 神田 稔

監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 食と観光のまち推進課

3 監査の期間 平成30年6月4日から32日間

4 監査の範囲及び方法

平成29年度（平成30年3月末まで）の財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係帳簿及び書類等を調査し、必要に応じて担当職員からの説明聴取や現地調査を行うなどの方法により監査を実施した。

【着眼点】

- (1) 収入事務が適正に行われているか。
- (2) 旅費に関する諸帳簿が整備されているか、違法な支出がないか。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 備付諸帳簿がきちんと整備されているか。

5 監査の結果

今回の監査の結果、事務処理について次のとおり不備が見受けられたので十分注意の上、適正に処理されるよう要望する。

(1) 文書件名簿について

- ・記載された收受・発送文書の全体が日付順になっていなかった。
- ・文字の書き方がぞんざいで読めないものが多数見受けられた。
- ・朱と黒の二重文字で、收受か発送か分からぬものが多数見受けられた。
- ・処理欄の記載が無いものが多数見受けられた。
- ・收受した文書の日付の記載が殆どなかった。（相手方の文書に番号が付番してある場合は、それも書き留めること。）
- ・訂正のため紙を貼っているが割り印が無いものがあった。

稀にみる酷い状況で、不適切な処理がなされていた。文書は、松浦市役所処務規程に基づき文書件名簿に登載し、処理欄に事件の経過を記載することとなっており、適正に処理されたい。

(2) 文書発送簿について

- ・文字の書き方がぞんざいで読めないものが多数見受けられた。
- ・料金欄に記載がないもの、グラム数を書いているものなど多数見受けられた。

- ・ 料金・数量欄に数字ではなく「佐川」、差出人欄に「ポスト」などと記載されたものがあり、文書発送簿の記載方法が理解できていないと思われる。

(3) 郵便切手受払簿について

- ・ 最終残高は合っているものの、途中の残高が違っていた。
- ・ 残高の記載が鉛筆書きされていた。

(4) 時間外等勤務命令について

- ・ 訂正印のないものがあった。
- ・ 命令者が訂正せず他者が訂正押印したものが見受けられた。
- ・ 振替休日の指定や業務内容の記載がないものや記載誤りが見受けられた。
- ・ 祝日の時間外勤務で出張命令書と時間の整合性が取れないものがあった。
- ・ 勤務命令時間を削り訂正したものがあった。
- ・ 勤務時間数の記載漏れがあった。

人事共有フォルダ内時間外等勤務命令簿記入要領に沿って適正に処理されたい。

(5) 出張旅費について

- ・ 市内出張命令簿で往路のみ旅費を支給し復路の記載がないものが見受けられた。
片道だけの旅費支給であっても理由が必要であり、公用車や徒步で帰った場合も復路の詳細を記載されたい。
- ・ 用務名が旅費支出の支出伝票と違うものが多数見受けられた。
- ・ 請求年月日が記載されていないものがあった。
- ・ 確認印がないものがあった。
- ・ 出張復命書が存在するのに口頭復命と記載してあるものが見受けられた。
- ・ 控を裏紙で取るのはよいが、斜線を引くなど裏紙であることをはっきりさせていないものが多数見受けられた。
- ・ 裏紙使用に適さないものが使用されていた。
- ・ 用務名の語尾に「用務」、「～参加」、「～出席」としたもののが見受けられた。

(6) 被服貸与簿

- ・ 貸与期間が過ぎても、期間満了の処理がなされていないものが見受けられた。
- ・ 返納支給年月日欄に記載するも理由や取扱者印のないものが見受けられた。

(7) 契約事務について

工事請負費

- ・ 起案用紙で、様式の違うものが見受けられた。
- ・ 起案文書に、文件番号や施行年月日の記載がないものが多数見受けられた。
- ・ 松浦市建設工事成績評定要綱において、1件130万円を超える工事について「工事成績の評定は、完成検査終了後、速やかに行うものとする」となっており、「市長は、当該工事の請負者に対して評定の結果を工事成績評定通知書により通知するものとする」となっているが、工事成績評定通知書に関する書類(起案、通知書の控え)が見当たらなかった。発送済みであるか確認されたい。

委託料

- ・ 見積入札執行通知書に「29松商観第〇〇号」と記載して、通知したものがあつた。
- ・ 起案文書に、文件番号や施行年月日の記載がないものが多数見受けられた。
- ・ 契約方法を地方自治法施行令第167条の2第2号の規定による随意契約とした理由が不明なものがあった。（予算50万円以下、地方公共団体の規則で定める額を超えないものであったので第1号隨契でよかつたと思われる。）
- ・ 業務検査調書を供覧決裁する際に、ステープラーで止めた別紙に供覧印を押して、決裁を求めているものが多数見受けられた。
- ・ 凈化槽の保守点検（清掃）業務の委託契約のうち、清掃を行えない業者を選定し見積依頼をしているものが見受けられた。清掃を行えない業者を入れるのであれば、浄化槽の保守点検業務と清掃業務は別々に契約を行うべきである。
- ・ 凈化槽の保守点検（清掃）業務の仕様書に清掃部分の仕様が全く記載されていないものが複数件見受けられた。

賃貸借契約

- ・ 自動車の賃貸借契約について、見積選定業者と見積提出業者が違うものが見られた。見積選定業者の決定を軽んじる行為である。
- ・ 電柱の使用賃貸借契約について、契約書文頭の貸主名と文末の貸主名が違っているものがあった。また、支出伝票に印字された住所が契約書や請求書に書かれた住所と違っていたり、請求書に押印された印影が契約書の印影と違っていた。
- ・ 起案文書に、文件番号や施行年月日の記載がないものが多数見受けられた。

（8）修繕関係の処理について

- ・ 見積結果一覧表の作成がされていないものがあった。
- ・ 50,001円以上の修繕について、業者宛見積依頼の決裁文書がなく、文書件名簿に記載の無いものが見受けられた。

（9）補助金について

- ・ 申請者に渡すべき交付決定通知書及び確定通知書の原本がファイリングされ保管されていた。補助金等交付規則第7条及び第14条に基づき適正に処理されたい。
- ・ 補助金の交付決定通知の指令番号と確定通知の指令番号が違っていた。同じ指令番号で処理されたい。
- ・ 起案文書に、文件番号や施行年月日の記載がないものが多数見受けられた。
- ・ 申請書に押印した受付印を「×」で消したにもかかわらず、訂正印も受付印の打ち直しもなかった。
- ・ 補助金の交付決定・確定の決裁伺いが共に、通知を出してよいかの文面になっているものが多数見受けられた。
- ・ 補助対象予算に祈禱料との記載があるものがあった。憲法第89条に反すると思われる。
- ・ 補助金請求書の受領から1カ月半以上も経って支払われているものがあった。

- 不老山花と光のフェスタ開催事業費補助金及び松浦水軍まつり開催事業補助金について、同一団体に補助金を支出しているが、事業完了後の実績報告に添付されている収支決算書に、差引収支額を次に開催される祭りに繰り越すと記載があった。決算書において協力金や協賛金、抽選会負担金等、その事業で使うべき財源を使わず、補助金を全額充当し繰越金を生むという、適正ではないと思慮される精算が行われていた（自己資金を超える金額の翌年度繰越）。事業毎で完結し、余剰が出た場合は補助金の返還を求めるべきである。

松浦市補助金等交付規則により交付する補助金については、規則の定めのとおり処理をすること。

(10) 公有財産使用許可申請について

- 申請書に申請者住所のないものがあった。
- 使用料免除の理由書が実態と合っていないものがあった。
- 減免申請書がないものが多数見受けられた。
- 起案文書の施行欄に年月日が記載されていないものが、多数見受けられた。
- 起案文書に文件番号を記載していないものが多数見受けられた。

(11) その他について

- E T C 利用伺兼記録簿について、利用伺月日と利用期間が、支出伝票に添付の明細書と合わないものがあった。
- 福岡事務所の業務日報について、線なし、文字切れ、誤字などが多数見受けられた。また、シティプロモーション推進員の活動・業務内容が詳しく記載されていない。派遣職員と推進員を分け、日毎にページ替えし課長まで供覧して決裁を受けられたい。
- 取り交わされた契約書の中に、正式な袋綴じがなされていないにも関わらず割印の無いものが見受けられた。
- 商工観光課長の職印が、財務会計システムの備品データの中で、食と観光のまち推進課の所管になっている。現在その印鑑は、総務課に返却しているのか。
- 昨年の行政監査の指摘事項である「まつり実行委員会の会計事務規程」が未だ整備されていない。早急に整備されたい。
- 所管施設や指定管理施設を抽出して、現地調査を行った結果、以下のとおり適正な管理が行われていないと思われる案件があった。

《所管施設》

*施設のトイレについて、営繕管理人を雇用し定期的に清掃・点検を行っているとのことだったが、汚れ・蜘蛛の巣・枯葉等がひどく清掃がされているとはいがたない状況であった。営繕管理人へ聞き取りを行い、指導・改善されたい。

(星鹿城山・調川道路公園・梶谷城跡)

*観光施設へ向かう道路及び施設において、草木が生い茂っており、たどり着くまでに車がスリップするなど大変危険な状態であった。関係課と協議し、早急に対応されたい。

(星鹿城山・梶谷城跡)

《指定管理施設》

- *施設の外（屋根有）で野菜や陶器類、工芸品等の販売がされているが、ツバメの巣が複数箇所あり、商品に糞が落ちていた。衛生上好ましくないので早急に指導されたい。
(鷹島地域交流施設「鷹ら島」)
- *宿泊施設において、玄関脇で猫の住処を作り飼育していた。衛生上好ましくないので早急に指導されたい。
(福島町観光宿泊施設「つばき荘」)
- *今回の定期監査の対象期間外ではあったが、平成30年4月1日より食と観光のまち推進課の所管となった福島地域農水産物等直売施設「とれたて福の島」の視察を行った。指定管理者による管理がなされているが、入口横の看板下に市の許可なく別の看板が設置されていた。また、施設内のトイレ入口に「公衆のトイレではありません」という張り紙があった。松浦市福島地域農水産物等直売施設の設置及び管理に関する条例第20条に抵触すると思われる所以、早急に指導されたい。

6. 改善措置の状況通知について

本公表の指摘事項について、その改善措置の状況及び結果を平成30年7月23日（月）までに文書により報告されたい。